

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

1 保険料

(1)令和7年度保険料について

令和7年度の保険料は、7月中にお届けする保険料額決定通知書でご確認ください。

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料額 限度額80万円
46,800円		基礎控除後の所得(*1) ×9.90%		100円未満は切り捨て

*1 前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額。

(2)令和7年度保険料の軽減措置について

▷**所得が低い方の軽減**…同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和7年度は次のとおりとなります。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等(*2)の数-1)以下	7割
43万円+(30.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(*2)の数-1)以下	5割
43万円+(56万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(*2)の数-1)以下	2割

*2 給与所得者等

▷一定の給与所得者…給与等収入金額が55万円を超える方

▷一定の公的年金等の支給を受ける方…(65歳未満)公的年金等収入金額が60万円を超える方
(65歳以上)公的年金等収入金額が125万円を超える方

▷被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。所得割額の負担はありません。

*被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。

*世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

2 保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、ご相談ください。

問い合わせ先…国保年金課 内線2346

青森県後期高齢者医療広域連合 TEL017-721-3821

重症化予防が必要な方に個別支援を実施します

当市の死因や、健診・レセプトデータから明らかになった健康課題の中で、高血圧、心疾患、腎臓病(人工透析を要するもの)の対策が重要となっています。

健康寿命の延伸を目指し、市の保健師が家庭訪問や電話で相談支援を実施します。

対象

▷心臓病の精密検査を受けていない方

▷血圧、糖尿病の治療を中断された方

時期…6月~12月

問い合わせ先…国保年金課 内線2347

